

## 茨木市消費生活センター運営懇話会設置要綱

### (設置)

第1 茨木市消費生活センターの業務を円滑かつ効果的に運営するため、市民等の多様な意見の聴取及び相互の意見交換の場として茨木市消費生活センター運営懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2 懇話会の委員は、次に掲げる事項について意見を述べ、相互に意見を交換する。

- (1) 消費生活安全及び安心の普及に関すること。
- (2) 消費者教育及び啓発に関すること。
- (3) その他消費生活センターの業務に関すること。

### (開催等)

第3 懇話会の会議は、委員15人以内をもって開催する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 本市に在住、在学している者
- (2) 茨木市消費生活相談員を経験した者
- (3) 消費者団体から推薦された者
- (4) その他消費生活センターが必要と認める者

### (任期)

第4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長)

第5 懇話会に座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、懇話会の会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

### (庶務)

第6 懇話会の庶務は、市民文化部において処理する。

### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

(実施期日)

1 この要綱は、平成26年2月3日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に茨木市消費生活センター運営懇話会の委員である者の任期は、この要綱による改正後の茨木市消費生活センター運営懇話会設置要綱第4の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年12月4日から実施する。